

みなかみ町国土強靱化地域計画

令和7年3月改定

みなかみ町

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨 -----	1
2 計画の位置付け -----	2
3 他の計画との関係性 -----	2
4 計画期間 -----	3

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標 -----	4
2 事前に備えるべき目標 -----	4
3 基本方針 -----	4

第3章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1 評価の枠組み及び手順（脆弱性評価の考え方） -----	6
2 対象とする自然災害 -----	7
3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」 -	8
4 施策分野 -----	9
5 脆弱性評価の総括 -----	10
6 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための現状分析・ 評価と施策の推進方針 -----	10

第4章 計画の推進と進行管理

1 施策の推進と進行管理 -----	11
2 分野別計画等の見直し -----	11
3 重要業績評価指標＜K P I＞の設定 -----	11

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）が策定されました。

群馬県においては、国の基本計画との調和を保ちながら、県の国土強靱化を推進するための指針として、平成29年3月に「群馬県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」を策定し、強靱化に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。

このような中、みなかみ町内においても、令和2年9月に発生した豪雨では、床上・床下浸水、土砂流入の家屋被害や法面崩壊による道路の通行止めが多数発生し、「局地激甚災害」に指定されるほどの大きな被害がありました。また、同年12月には記録的な大雪により多数の被害が発生するなど、災害に強いまちづくりを推進するための計画の必要性が改めて確認されました。

このようなことから、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、機能不全にならず、迅速に復旧・復興できる、「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを推進するため、「みなかみ町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づき策定する地域計画であり、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

3 他の計画との関係性

① 「国の基本計画」「県地域計画」

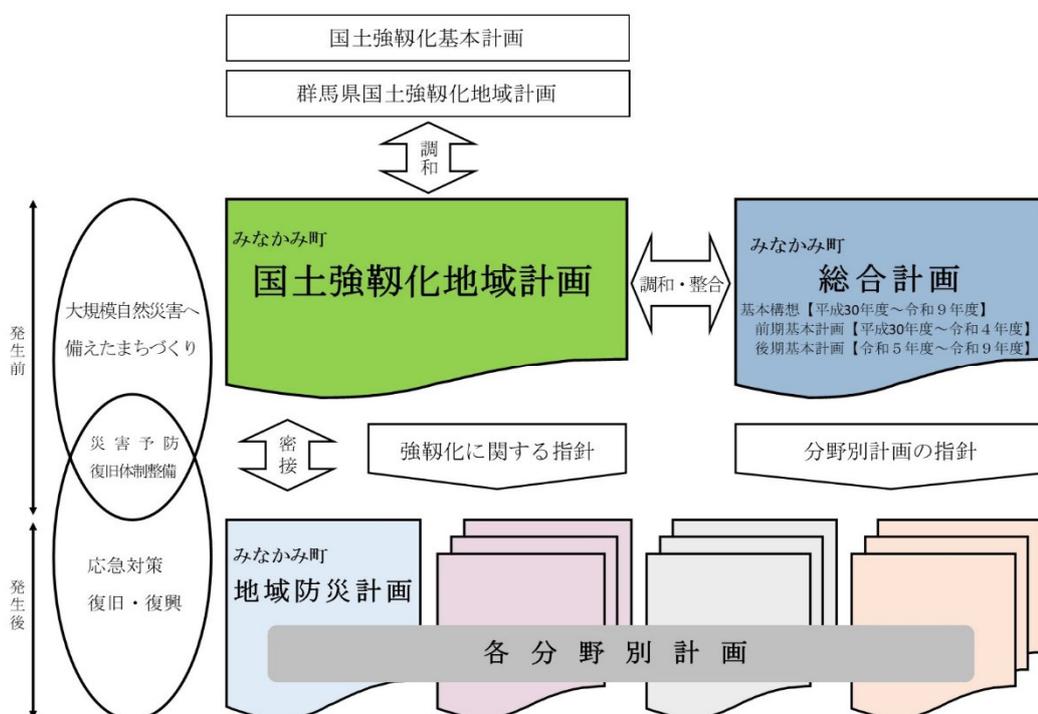
国の基本計画と調和を図るとともに、県地域計画が本町を包含する県土全域に係る計画であることを踏まえ、同計画との調和を図ります。

② 「みなかみ町総合計画」

総合計画は、本町における各分野別計画等の指針であるのに対し、本計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針とし、総合計画と整合・調和を図ります。

③ 「みなかみ町地域防災計画」

防災計画は、災害の種類ごとに防災に関する業務を定めたもので、災害に対する予防や災害発生後の応急対策、復旧等に視点が置かれています。これに対して本計画は、災害発生前（平時）の備えを中心とした、まちづくり全体の視点からの包括的な計画です。両計画は、自然災害の発生前後において必要とされる対策について、互いに密接な関係を持ちつつ定められています。



4 計画期間

令和4年度を始期とし、国の基本計画や県地域計画の見直し、社会経済情勢の変化、強靱化施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

第2章 強靱化の基本的な考え方

1 基本目標

基本目標は、以下の4つとします。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために必要な事前に備えるべき目標は、以下の6つとします。

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 基本方針

強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、県地域計画を踏まえ、次のとおりとします。

町の取組に当たっては、県や民間の取組と連携して、総合的に推進することとします。

- ①取組姿勢
 - ・本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取組に当たること
 - ・時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組に当たること
 - ・本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
- ②適切な施策の組み合わせ
 - ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
 - ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政、住民、民間事業者等と適切

に連携及び役割分担して取り組むこと

- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

③効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること
- ・限られた資金を最大限に活用するため、国・県の施策や民間資金の積極的な活用を図ること
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

④地域の特性に応じた施策の推進

- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・「みなかみユネスコエコパーク」の理念や、「SDGs未来都市」の全体計画を踏まえて施策を推進すること

第3章 脆弱性評価及び施策の推進方針

1 評価の枠組み及び手順（脆弱性評価の考え方）

基本法第9条においては、国土強靱化に関する施策は国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行った上で策定及び実施されるものとして規定されており、国の基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が示した評価手法等を参考に、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価の手順】

手順1 「対象とする自然災害」の設定

手順2 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

手順3 「施策分野」の設定

手順4 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための現状分析・評価

2 対象とする自然災害

大規模自然災害は、ひとたび発生すれば、甚大な被害をもたらすものとなることから、県地域計画に準じ、本計画においては、大規模自然災害全般を対象災害として設定しました。

【本町で想定される主な大規模自然災害】

自然災害の種類		想定する事象等
大規模地震	内 陸 型	M7～8程度、最大震度7を想定。 建物被害、火災、死傷者が多数発生
台風・梅雨前線 等による豪雨・ 竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等(線状降水帯の発生に伴うもの も含む)による大規模水害を想定。 例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・ 物的被害等が発生
	大規模土砂災害	記録的な大雨等による大規模土砂災害を想定。 例えば、土石流の発生や天然ダムの湛水・決壊 による人的・物的被害等が発生
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害による人 的・物的被害等が発生
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による 大雪災害を想定。 例えば、交通事故・障害、家屋の倒壊等による 人的・物的被害等が発生
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想 定。例えば、大規模な地震により被災した直後 に豪雨災害が発生

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

本町の地理的・地形的特性等の地域特性を踏まえ、次の6つの「事前に備えるべき目標」と、22の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域的な洪水、長期的な浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	消防等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設、福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止
		2-5	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	町職員及び庁舎施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断による企業活動等の停滞
		4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動への甚大な影響

		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）、石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4	陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響
		6-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野

国の基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を踏まえるとともに、町総合計画の分野を参考に、次の4つの「個別施策分野」を設定しました。

【個別施策分野】

福祉・保健・医療

消防・生活・交通・水道

産業

行政

5 脆弱性評価の総括

現状及び課題の整理を中心とした現状分析の結果、評価結果全体を以下のとおり総括します。

【脆弱性評価結果のポイント】

①ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

- ・防災・減災対策など、強靱化に資する取組については、既に実施されているものが多くありますが、それぞれの取組において、改善すべき事項や解決すべき課題をクリアしていくことが必要です。
- ・建築物等の耐震化や各種施設の老朽化対策及び道路環境整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、避難所運営体制や業務継続体制の整備、地域防災力の向上などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

②自助・共助の更なる充実が必要

- ・強靱なまちづくりを実現するためには、行政による「公助」だけでなく、町民・地域コミュニティ及び事業者による「自助」「共助」がそれぞれの役割を適切に果たすための取組を進めることが必要です。

③多様な実施主体の連携が必要

- ・個々の施策の実施主体は、町だけでなく、国・県等の関係機関、民間事業者、町民など多岐にわたり、町としても全庁にわたる取組です。町民や民間事業者との連携・協力や関係機関との情報共有や連携強化を図るとともに、全庁横断的に取組を推進することが必要です。

6 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための現状分析・評価と施策の推進方針

本章の3で設定した22の「起きてはならない最悪な事態（リスクシナリオ）」ごとに必要となる施策を検討の上、整理した後に施策ごとに施策の推進方針を取りまとめました（個別施策編）。

第4章 計画の推進と進行管理

1 施策の推進と進行管理

- ・本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗状況を常に把握するため、計画の進行管理を毎年度行うこととします。
- ・進行管理を通して、施策の実施結果の確認と評価を行うとともに、評価結果を踏まえた見直しと改善を行い、必要に応じて計画を見直すことで本計画のPDCAサイクルを確立します。
- ・限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があり、重点施策については毎年度判断し、決定するものとします。

2 分野別計画等の見直し

- ・本計画は、総合計画を補完する並列の計画であるとともに、本町の強靱化の指針となる部局横断的な計画であることから、他の分野別計画等については、本計画の内容を踏まえ、必要に応じた改定や内容の修正を行うこととします。

3 重要業績評価指標<KPI>の設定

- ・計画の進捗を管理するため、重要業績評価指標<KPI>を設定しました。毎年度進行管理を実施するとともに、必要に応じて見直しを行うこととします。